次期調布市教育プランの策定方針（案）

資　料　7

1　策定の目的

（1）　教育基本法第17条第2項の規定に基づく，調布市教育委員会が定める教育振興基本計画
（2）　これまでの取組を踏まえつつ，社会情勢の変化や令和9年度以降の教育環境を取り巻く課題へ対応
（3）　次期教育大綱（第４期）・後期基本計画等，市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を計画的に推進

2　策定の視点

（1）　令和9年度以降の４年間を見据えた教育課題への対応
・次期学習指導要領を見据えた教育課程の編成及び教育活動の展開（「主体的・対話的で深い学び」の実装，多様性の包摂，実現可能性の確保など）
・特別支援教育・不登校児童生徒への支援の充実，部活動の地域展開の推進，みまモーニングの拡充，学校施設整備の推進（若葉小・第四中・図書館若葉分館の一体的整備等），中学生海外体験学習事業の充実，個人と社会のウェルビーイングの追求（社会教育施設における取組の充実等），史跡・文化財の保存・活用（国史跡下布田遺跡の整備等）　など

（2）　調布市社会教育計画との統合
これまでの調布市社会教育計画の理念，取組等を踏まえ，次期調布市教育プランにおける社会教育分野の施策・事業に反映

（3）　施策・事業の精選
調布市教育委員会教育目標・基本方針を踏まえた施策・事業の精選（選択・集中）

3　計画期間

令和9～12年度（4年間）
※次期教育大綱（第4期），後期基本計画等，市の各種計画等と整合

【参考：これまでの経緯】
(1) 平成22～26年度（第1期・5年間　※時点修正：平成25年度～）
(2) 平成27～30年度（第2期・4年間）
(3)令和元～4年度（第3期・4年間）
(4) 令和5～8年度（第4期・4年間）

4　検討体制

（1）（仮称）教育プラン策定検討委員会　（5回程度開催予定）
〇有識者，保護者，小・中学校長等による検討委員会を設置しプラン（案）を検討。委員10人程度（構成案は右表参照）
（2）　教育委員会，小・中学校
〇定例会等における審議，プラン策定 の進捗状況の報告等を経て，プランを決定
〇小・中学校長会などを通じて，学校現場の意見を聴取
（3）　市長部局
〇総合教育会議等において，次期教育大綱・後期基本計画と整合
（4）　市民からの意見聴取
〇こども基本法の趣旨に則り，子ども・保護者からの意見を聴取
〇パブリック・コメントを通じて，幅広く市民からの意見を聴取

■（仮称）教育プラン策定検討委員会（案）

No.	区分	委員	人数
1	学識経験者	・大学教員	1
2	児童生徒の保護者	・公立学校PTA連合会の小学校代表・中学校	2
3	市民	・学校運営協議会　小学校・中学校	2
4		・NPO法人調布心身障害児・者 親の会	1
5		・公募市民	1
6	小・中学校	・市立小学校長会・中学校長会	2
7	社会教育	・社会教育委員	1
8	教育委員会事務局	・教育部長，教育部次長，指導室長	3
計			13

5　スケジュール

R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
検討委員会設置		検討委員会①		検討委員会②	検討委員会③	検討委員会④			検討委員会⑤		
			市民からの意見聴取（子ども・保護者からの意見聴取，パブリック・コメントなどを含む。）								
		総合教育会議など（次期教育大綱・後期基本計画と整合）									
						教育委員会【プラン案】				教育委員会【プラン決定】	